

現況報告書（令和3年4月1日現在）

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 41 佐賀県	(2)市町村区分 201 佐賀市	(3)所轄庁区分 41201	(4)法人番号 7300005002979	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 新栄保育園	(8)主たる事務所の住所 佐賀県 佐賀市 鍋島町大字八戸1064番地	(9)主たる事務所の電話番号 0952-24-7700	(10)主たる事務所のFAX番号 0952-24-7711	(11)従たる事務所の有無 2 無	
(12)従たる事務所の住所	(13)法人のホームページ https://shinohokuen-saga.com/	(14)法人のEメール shinohokuen@b2.bunbun.ne.jp	(15)法人の設立認可年月日 平成18年3月28日	(16)法人の設立登記年月日 平成18年3月28日	

2. 当会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 7名以上	(2)評議員の現員 8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 0
-------------------	----------------	------------------------------------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職歴	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
古賀 盛夫		H29.4.1 ~ R3.6			1
鎌池 咲智子		H29.4.1 ~ R3.6			1
村瀬 昌枝		H29.4.1 ~ R3.6			1
村内 広子		H29.4.1 ~ R3.6			1
江口 康子		H29.4.1 ~ R3.6			1
白木 厚二		H29.4.1 ~ R3.6			1
竹森 裕高		H29.4.1 ~ R3.6			1
風久 宏之		H30.5.11 ~ R3.6			1

3. 当会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6名以上	(2)理事の現員 6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 10,364,768	2 特別無
------------------	---------------	---	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職歴	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特別関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-12)前会計年度における理事会への出席回数
高田 清典	1 理事長	平成29年6月28日	1 常勤	令和1年6月18日	3 施設の管理者		R1.6.18 ~ 令和3年定時評議員会の終結の時まで	1 常勤	1 有		3
奥松 征夫	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月18日	1 社会福祉事業の経営に関する意見を有する者		R1.6.18 ~ 令和3年定時評議員会の終結の時まで	2 非常勤	2 無		3
黒田 利人	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月18日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		R1.6.18 ~ 令和3年定時評議員会の終結の時まで	1 常勤	2 無		2
高田 昌典	3 その他理事		3 施設の管理者	令和1年6月18日	3 施設の管理者		R1.6.18 ~ 令和3年定時評議員会の終結の時まで	2 非常勤	1 有		3
原口 照代	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月18日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		R1.6.18 ~ 令和3年定時評議員会の終結の時まで	2 非常勤	2 無		3
江 輝夫	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月18日	2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		R1.6.18 ~ 令和3年定時評議員会の終結の時まで	2 非常勤	2 無		3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」は、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2名以上	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 0
------------------	---------------	-----------------------------------

(3-1)監事の氏名	(3-2)監事の職歴	(3-3)監事の任期	(3-4)監事の所轄庁からの再就職状況	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
山田 那和		R1.6.18 ~ 令和3年定時評議員会の終結の時まで		3 社会福祉事業に意見を有する者(その他)	令和1年6月18日
田代 規生		R1.6.18 ~ 令和3年定時評議員会の終結の時まで		6 財務管理に意見を有する者(その他)	令和1年6月18日

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	①常勤専従者の実数	1	②常勤非常勤者の実数	0	③非常勤者の実数	0
	常勤換算数		常勤換算数	0.0	常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数	①常勤専従者の実数	24	②常勤非常勤者の実数	0	③非常勤者の実数	20
	常勤換算数		常勤換算数		常勤換算数	4.0

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
令和2年6月18日	8	2	0		・令和元年度事業報告について ・令和元年度収支決算について ・監事監査報告について

(4)うち開催を省略した回数 1

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席名数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和2年6月3日	6	2	・令和元年度事業報告について ・令和元年度収支決算について ・監事監査報告について ・人件費積立・保育所施設設備整備積立について ・理事長専決事項について ・令和2年第一回評議委員会の日程と議題について
令和2年12月25日	6	2	・10月末における収支現状報告について ・令和2年度補正予算について ・理事長専決事項について ・令和2年度保育所指導監査の指摘事項について ・児童発達支援オンラインルームについて ・規定変更について ・令和3年度予算について ・理事長専決事項について ・評議員候補者の推薦について
令和3年3月25日	5	2	・令和2年度第二次補正予算について ・令和3年度事業計画について ・舌情報報告 ・理事長の令和3年度の給与について

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	山田郁和 田代規生
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
				イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
001	新栄保育園	保育所	新栄保育園	佐賀県 佐賀市 鍋島町大字八戸1064番地	2 既設かつ所有	13 自己所有	平成19年4月1日	150	1,686	
001	新栄保育園	保育所	新栄保育園	佐賀県 佐賀市 鍋島町大字八戸1064番地	2 既設かつ所有	13 自己所有	平成19年4月1日	150	1,686	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
				イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称						
				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)		
		③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
				イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称		③取組の実施場所(区域)
	取組内容		
地域における公益的な取組 (地域福祉推進活動)	食育		保育園

④ (地域の関係者とのネットワークづくり)	地域の住民や小学生と共に、田植えや稲刈りを行う。	
地域における公益的な取組 ⑤ (地域の関係者とのネットワークづくり)	夏祭り夕涼み会 在園児や卒園児、地域の皆様と夏祭りを楽しむ	保育園
地域における公益的な取組 ⑥ (地域の関係者とのネットワークづくり)	独居老人とのふれあいの集い 地域の独居老人とふれあう	保育園
地域における公益的な取組 ⑦ (地域の関係者とのネットワークづくり)	敬老の日ありがとう会 敬老の日の集いとして地域の老人とふれあう	保育園

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)		0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)		0
① 社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)		0
② 地域公益事業 (円)		0
③ 公益事業 (円)		0
④ 合計額 (①+②+③) (円)		0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額		0
① 社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)		0
② 地域公益事業 (円)		0
③ 公益事業 (円)		0
④ 合計額 (①+②+③) (円)		0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間		~

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組			
① 任意事項の公表の有無			
① 事業報告	1 有		
② 財産目録	1 有		
③ 事業計画書	1 有		
④ 第三者評価結果	2 無		
⑤ 苦情処理結果	1 有		
⑥ 監事監査結果	1 有		
⑦ 附属明細書	1 有		
(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況			
① 事業運営に係る公費 (円)	170,602,474		
② 施設・設備に係る公費 (円)	1,850,000		
③ 国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	77,035,996		
(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について			
施設名	新栄保育園	直近の受審年度	2018

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監事人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
① 実施者の区分	
② 実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	
③ 業務内容	
④ 費用 [年額] (円)	
(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
① 所轄庁から求められた改善事項	評議員会の招集については理事会の決議により日時場所を定めたが開催場所についても定めること 評議員会開催について理事会で招集決議を行っていないものが見受けられたため理事会で決議すること 理事会の招集通知の省略について役員全員からの同意書を収めるが同意があった旨を議事録に記載すること 【文書指摘通知日：令和2年11月30日】
② 実施した改善内容	指摘内容のとおり今後実施する 指摘内容のとおり今後実施する 指摘内容のとおり今後実施する

15. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)	
① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	
③ 特定退職金共済制度 (商工会連所) に加入	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	
⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に：●●●)	
⑥ 法人独自で退職手当制度を設け	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	

新栄保育園拠点 拠点区分貸借対照表

第三号第四様式

令和03年03月31日現在

(単位：円)

	資産の部			負債の部			
	当年度末	前年度末	増減	当年度末	前年度末	増減	
流動資産	34,935,380	32,004,606	2,930,774	流動負債	21,398,048	21,609,453	-211,405
現金預金	20,970,241	25,710,596	-4,740,355	事業未払金	11,782,885	11,704,627	78,258
事業未収金	3,277,270	1,352,530	1,924,740	1年以内返済予定設備資金借入金	2,892,000	2,892,000	0
未収補助金	10,426,124	4,739,970	5,686,154	1年内返済予定リース債務	952,560	952,560	0
立替金	221,745	201,510	20,235	預り金	0	2,801	-2,801
仮払金	40,000	0	40,000	職員預り金	370,603	657,465	-286,862
固定資産	153,038,252	143,642,044	9,396,208	賞与引当金	5,400,000	5,400,000	0
基本財産	113,497,840	116,098,960	-2,601,120	固定負債	14,911,760	18,756,320	-3,844,560
建物	113,497,840	116,098,960	-2,601,120	設備資金借入金	14,753,000	17,645,000	-2,892,000
構築物	716,669	643,711	72,958	リース債務	158,760	1,111,320	-952,560
車両運搬具	0	1	-1	負債の部合計	36,309,808	40,365,773	-4,055,965
器具及び備品	4,712,223	2,305,052	2,407,171	純資産の部			
有形リース資産	1,111,320	2,063,880	-952,560	基本金	9,750,000	9,750,000	0
ソフトウェア	88,200	118,440	-30,240	国庫補助金等特別積立金	98,700,774	101,354,584	-2,653,810
人件費積立資産	23,000,000	13,000,000	10,000,000	その他の積立金	31,980,000	21,480,000	10,500,000
備品等購入積立資産	5,500,000	5,500,000	0	人件費積立金	23,000,000	13,000,000	10,000,000
保育所施設・設備整備積立資産	3,480,000	2,980,000	500,000	備品等購入積立金	5,500,000	5,500,000	0
その他の固定資産	932,000	932,000	0	保育所施設・設備整備積立金	3,480,000	2,980,000	500,000
				次期繰越活動増減差額	11,233,050	2,696,293	8,536,757
				(うち当期活動増減差額)	19,036,757	21,512,652	-2,475,895
資産の部合計	187,973,632	175,646,650	12,326,982	純資産の部合計	151,663,824	135,280,877	16,382,947
				負債及び純資産の部合計	187,973,632	175,646,650	12,326,982

新栄保育園拠点 拠点区分資金収支計算書

(自) 令和02年04月01日

(至) 令和03年03月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	保育事業収入	172,644,000	175,458,094	-2,814,094	
	委託費収入	160,000,000	159,676,350	323,650	
	私的契約利用料収入	4,644,000	4,855,620	-211,620	
	その他の事業収入	8,000,000	10,926,124	-2,926,124	
	補助金事業収入(公費)	8,000,000	10,926,124	-2,926,124	
	経常経費寄附金収入	0	50,000	-50,000	
	受取利息配当金収入	1,000	478	522	
	その他の収入	2,600,000	2,336,936	263,064	
	受入研修費収入	0	40,000	-40,000	
	利用者等外給食費収入	1,780,000	1,837,874	-57,874	
	雑収入	820,000	459,062	360,938	
	事業活動収入計(1)	175,245,000	177,845,508	-2,600,508	
	支出				
	人件費支出	117,646,000	121,679,094	-4,033,094	
	職員給料支出	80,900,000	84,366,842	-3,466,842	
	職員賞与支出	16,000,000	21,489,637	-5,489,637	
	退職給付支出	1,246,000	1,246,000	0	
	法定福利費支出	19,500,000	14,576,615	4,923,385	
事業費支出	22,586,912	20,932,408	1,654,504		
給食費支出	10,000,000	9,286,714	713,286		
保健衛生費支出	460,000	455,869	4,131		
医療費支出	10,000	0	10,000		
保育材料費支出	2,500,000	2,245,599	254,401		
水道光熱費支出	3,750,000	4,012,109	-262,109		
消耗器具備品費支出	2,200,000	2,379,668	-179,668		
保険料支出	478,000	477,591	409		
賃借料支出	3,158,912	2,051,532	1,107,380		
雑支出	30,000	23,326	6,674		
事務費支出	11,815,400	10,892,575	922,825		
福利厚生費支出	550,000	559,164	-9,164		
職員被服費支出	190,000	183,249	6,751		
旅費交通費支出	150,000	52,800	97,200		
研修研究費支出	700,000	56,900	643,100		
事務消耗品費支出	800,000	827,742	-27,742		
印刷製本費支出	500,000	514,858	-14,858		
燃料費支出	65,000	45,618	19,382		
修繕費支出	600,000	418,032	181,968		
通信運搬具支出	535,000	496,626	38,374		
会議費支出	130,000	62,673	67,327		
広報費支出	364,400	338,800	25,600		
業務委託費支出	1,020,000	1,029,600	-9,600		
手数料支出	1,720,000	1,762,166	-42,166		
保険料支出	110,000	116,160	-6,160		
賃借料支出	1,016,000	1,137,088	-121,088		
土地・建物賃借料支出	2,808,000	2,808,000	0		
租税公課支出	2,000	18,200	-16,200		
保守料支出	37,000	19,800	17,200		
諸会費	418,000	373,885	44,115		
雑支出	100,000	71,214	28,786		
支払利息支出	499,000	379,662	119,338		
その他の支出	1,781,000	1,881,400	-100,400		
利用者等外給食費支出	1,780,000	1,880,423	-100,423		
雑支出	1,000	977	23		
事業活動支出計(2)	154,328,312	155,765,139	-1,436,827		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	20,916,688	22,080,369	-1,163,681		
施設整備等による	収入				
	施設整備等補助金収入	1,850,000	1,850,000	0	
	施設整備等補助金収入	1,850,000	1,850,000	0	
	施設整備等収入計(4)	1,850,000	1,850,000	0	
	支出				
設備資金借入金元金償還支出	2,892,000	2,892,000	0		
固定資産取得支出	8,216,030	6,443,630	1,772,400		
建物取得支出	2,634,830	2,634,830	0		
器具及び備品取得支出	4,656,200	3,653,800	1,002,400		
構築物取得支出	925,000	155,000	770,000		

収支		ファイナンス・リース債務の返済支	952,560	952,560	0
		施設整備等支出計(5)	12,060,590	10,288,190	1,772,400
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-10,210,590	-8,438,190	-1,772,400
その他の活動による収支	収入	積立資金取崩収入	2,500,000	2,500,000	0
		保育所施設・設備積立資産取崩収入	2,500,000	2,500,000	0
		サービス区分間繰入金収入	0	153	-153
		その他の活動収入計(7)	2,500,000	2,500,153	-153
	支出	積立資産支出	10,500,000	13,000,000	-2,500,000
		人件費積立資産支出	8,000,000	10,000,000	-2,000,000
		保育所施設・設備整備積立資産支出	2,500,000	3,000,000	-500,000
		サービス区分間繰入金支出	0	153	-153
		その他の活動支出計(8)	10,500,000	13,000,153	-2,500,153
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-8,000,000	-10,500,000	2,500,000
	予備費支出(10)	0	—	0	
		0		0	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	2,706,098	3,142,179	-436,081	
	前期末支払資金残高(12)	0	19,639,713	-19,639,713	
	当期末支払資金残高(11)+(12)	2,706,098	22,781,892	-20,075,794	

新栄保育園拠点 拠点区分事業活動計算書

(自) 令和02年04月01日

(至) 令和03年03月31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
収益	保育事業収益	175,458,094	168,672,910	6,785,184	
	委託費収益	159,676,350	161,233,860	-1,557,510	
	私的契約利用料収益	4,855,620	1,791,400	3,064,220	
	私的契約利用料収益	4,855,620	1,791,400	3,064,220	
	その他の事業収益	10,926,124	5,647,650	5,278,474	
	補助金事業収益(公費)	10,926,124	5,647,650	5,278,474	
	経常経費寄附金収益	50,000	405,000	-355,000	
サービス活動収益計(1)		175,508,094	169,077,910	6,430,184	
サービス活動増減の部	費用	人件費	121,679,094	119,413,323	2,265,771
		職員給料	84,366,842	79,092,752	5,274,090
		職員賞与	16,089,637	17,685,099	-1,595,462
		賞与引当金繰入	5,400,000	5,400,000	0
		退職給付費用	1,246,000	1,246,000	0
		法定福利費	14,576,615	15,989,472	-1,412,857
		事業費	20,932,408	19,616,016	1,316,392
		給食費	9,286,714	8,800,817	485,897
		保健衛生費	455,869	424,827	31,042
		医療費		5,000	-5,000
		保育材料費	2,245,599	2,222,713	22,886
		水道光熱費	4,012,109	3,682,776	329,333
		消耗器具備品費	2,379,668	1,386,060	993,608
		保険料	477,591	482,901	-5,310
		賃借料	2,051,532	2,595,126	-543,594
		雑費	23,326	15,796	7,530
		事務費	10,892,575	9,894,857	997,718
		福利厚生費	559,164	440,692	118,472
		職員被服費	183,249	102,300	80,949
		旅費交通費	52,800	133,580	-80,780
		研修研究費	56,900	844,436	-787,536
		事務消耗品費	827,742	646,302	181,440
		印刷製本費	514,858	447,978	66,880
		燃料費	45,618	32,033	13,585
		修繕費	418,032	470,387	-52,355
		通信運搬費	496,626	542,239	-45,613
		会議費	62,673	122,864	-60,191
		広報費	338,800		338,800
		業務委託費	1,029,600	692,180	337,420
		手数料	1,762,166	2,035,879	-273,713
		保険料	116,160		116,160
		賃借料	1,137,088		1,137,088
		土地・建物賃借料	2,808,000	2,808,000	0
		租税公課	18,200	200	18,000
		保守料	19,800		19,800
		諸会費	373,885	417,240	-43,355
		雑費	71,214	158,547	-87,333
		減価償却費	7,547,421	9,500,781	-1,953,360
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-4,503,810	-5,325,777	821,967
		サービス活動費用計(2)		156,547,688	153,099,200
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		18,960,406	15,978,710	2,981,696	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	478	325	153
		その他のサービス活動外収益	2,336,936	7,157,144	-4,820,208
		受入研修費収益	40,000	40,000	0
		利用者等外給食収益	1,837,874	1,147,500	690,374
		雑収益	459,062	5,969,644	-5,510,582
	サービス活動外収益計(4)		2,337,414	7,157,469	-4,820,055
	費用	支払利息	379,662	476,027	-96,365
		その他のサービス活動外費用	1,881,400	1,147,500	733,900
		利用者等外給食費	1,880,423	1,147,500	732,923
		雑損失	977		977
サービス活動外費用計(5)		2,261,062	1,623,527	637,535	
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		76,352	5,533,942	-5,457,590	
経常増減差額(7)=(3)+(6)		19,036,758	21,512,652	-2,475,894	

特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	1,850,000	445,000	1,405,000
		施設整備等補助金収益	1,850,000	445,000	1,405,000
		サ・ヒ・ス区分間繰入金収益	153	76	77
	特別収益計(8)		1,850,153	445,076	1,405,077
	費用	固定資産売却損・処分損	1		1
		車両運搬具売却損・処分損	1		1
国庫補助金等特別積立金積立額		1,850,000	445,000	1,405,000	
サ・ヒ・ス区分間繰入金費用		153	76	77	
特別費用計(9)		1,850,154	445,076	1,405,078	
特別増減差額(10) = (8) - (9)		-1	0	-1	
当期活動増減差額(11) = (7) + (10)		19,036,757	21,512,652	-2,475,895	
繰越活動増減の部	前期繰越活動増減差額(12)		2,696,293	-6,316,359	9,012,652
	当期末繰越活動増減差額(13) = (11) + (12)		21,733,050	15,196,293	6,536,757
	基本金取崩額(14)		0	0	0
	その他の積立金取崩額(15)		2,500,000	0	2,500,000
	保育所施設・設備整備積立金取崩額		2,500,000		2,500,000
	その他の積立金積立額(16)		-13,000,000	-12,500,000	-500,000
	人件費積立金積立額		10,000,000	10,000,000	0
	保育所施設・設備整備積立金積立額		3,000,000	2,500,000	500,000
	次期繰越活動増減差額(17) = (13) + (14) + (15) - (16)		11,233,050	2,696,293	8,536,757

計算書類に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記
該当なし

2. 重要な会計方針

- (1) 棚卸資産の評価方法基準及び評価方法
棚卸資産の評価方法は、最終仕入原価法による原価法によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産
定額法を採用している。
 - ・リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。
- (4) 引当金の計上基準
賞与引当金 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当年度に帰属する額を計上している。
- (5) リース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

3. 重要な会計方針の変更
該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度
独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

- 当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。
- (1) 法人全体の計算書類(第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第三様式)
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、拠点区分が一つのため作成していない。
- (4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
新栄保育園拠点(社会福祉事業)
「本部」
「新栄保育園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	116,098,960	2,634,830	5,235,950	113,497,840
合 計	116,098,960	2,634,830	5,235,950	113,497,840

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

建物(基本財産) 110,755,645円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) 17,645,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	216,201,880	102,704,040	113,497,840
小 計	216,201,880	102,704,040	113,497,840
構築物	5,429,950	4,713,281	716,669
器具・備品	23,204,211	18,491,988	4,712,223
有形リース資産	4,762,800	3,651,480	1,111,320
小 計	33,396,962	26,856,749	6,540,213
合 計	249,598,842	129,560,789	120,038,053

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容
該当なし

13. 重要な偶発債務
該当なし

14. 重要な後発事象
該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

令和3年4月1日

社会福祉法人 新栄保育園 役員

理事長	高田清美	評議員	古賀盛夫
理事	貞松征夫	評議員	白木淳二
理事	黒田利人	評議員	竹森裕高
理事	石丸正治	評議員	鵜池咲智子
理事	杠 輝夫	評議員	江口康子
理事	原口照代	評議員	村瀬昌枝
理事	高田昌典	評議員	村内広子
選任解任委員	山田節和	監事	山田節和
選任解任委員	徳富邦宏	監事	田代規生
選任解任委員	木村聖子		

役員報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新栄保育園の役員報酬及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事、評議員選任・解任委員及び評議員をいう。

(役員報酬)

第3条 役員が理事会又は評議委員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により費用弁償費を支払することができる。

2 役員が理事会及び評議委員会、評議員選任・解任委員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合、別表1により費用弁償費を支払することができる。

3 交通費等の実費が費用弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支払い)

第4条 役員報酬は、その金額を通貨で直接支払うものとする。ただし、法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員が法人業務のための出張をする場合は、社会福祉法人新栄保育園施設職員及び法人役員の旅費に関する規程によることとする。

(その他)

第7条 本規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則 この規程は平成19年4月1日

平成23年4月1日

平成29年4月1日

平成30年4月1日より適用する。

別表 1

費用弁償の額（交通費相当）

区分	費用弁償（1回につき）
理事・監事 評議委員 評議員選任・解任委員	2, 200円

社会福祉法人 新栄保育園 定款

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
- (イ) 保育所の経営
- (ロ) 一時預かり事業の経営
- (ハ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

(名称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人 新栄保育園という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸 1064 番地に置く。

第 2 章 評議員

(評議員の定数)

第 1 条 この法人に評議員 7 名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の計 3 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して報酬は支給しない。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

- 2 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第2項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

- 第15条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 6名以上
 - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。

（役員を選任）

- 第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

- 第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して報酬等は支給しない。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 2 3 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 2 4 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 2 5 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 2 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 2 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸字二本柳籠 1064 番地所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建保育園園舎 1 棟 (1130. 18 平方メートル)
 - (2) 同上地所在の付属建物軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建倉庫 (9. 92 平方メートル)
 - (3) 同上所在の付属建物軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建プロパン庫 (2. 50 平方メートル)
 - 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
 - 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、佐賀市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀市長の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保にする場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第 7 章 解散

(解散)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 37 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 38 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、佐賀市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀市長に届け出なければならない。

第 9 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 39 条 この法人の公告は、社会福祉法人新栄保育園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 40 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	高田	禎子
理 事	貞松	征夫
理 事	森永	秀寛
理 事	黒田	利人
理 事	石丸	正治
理 事	原口	照代
監 事	山田	節和
監 事	大坪	雅人

この定款は	平成18年	3月	9日より施行する。
改正	平成20年	4月	1日より施行する。
改正	平成22年	8月	3日より施行する。
改正	平成24年	6月	1日より施行する。
改正	平成24年	7月	1日より施行する。
改正	平成25年	6月25日	より施行する。
改正	平成29年	4月	1日より施行する。
改正	平成30年	7月	4日より施行する。
改正	令和 2年	4月	1日より施行する。

附則

(役員任期に関する措置)

この定款改正の施行前に選任された役員任期については、定款第6条第1項の規定に関わらず、平成26年3月27日までとする。

附則

第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。